

令和6年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設(株) 代表者 相川 善郎	令和6年5月20日から 令和6年6月19日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R6.5.20	当該業者の使用人が、当該業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上(4日)の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鯉沢労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
2	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 太陽有限責任監査法人 代表者 山田 茂善	令和6年5月20日から 令和6年8月19日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第10号イ	R6.5.20	当該法人の社員が、株式会社ディー・ディー・エスの開示書類の訂正報告書に記載された財務書類及び監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したことにより、令和5年12月26日に金融庁から公認会計士法に基づく業務改善命令等の行政処分を受けたため。
3	独占禁止法違反	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト(株) 代表者 瓜生 修一	令和6年6月5日から 令和6年9月4日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第4号	R6.6.5	当該業者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の指名競争入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けたため。
4	安全管理措置の不適切に より生じた公衆損害事故	君津市外箕輪二丁目24番3号 (株)協同建設 代表者 鶴岡 慎一郎	令和6年7月24日から 令和6年8月23日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第1第5号	R6.7.24	当該業者は、令和6年3月29日に契約を締結した当広域連合企業団発注の「南袖地先配水管改良工事」の施工中において、配水本管の掘削作業中、自らが設置した仮設配水管の接合部を誤って掘削重機により損傷し、周囲に断水を生じさせる公衆損害事故をおこしたため。